

◆ 伊丹市認可保育所設置・運営事業者募集に係る質問回答

No.	質問事項	回答
(1)	<p>伊丹市認可保育所整備事業(令和9年4月開設分)募集要項に関して、以下の点について確認させていただきます。</p> <p>(1)抵当権の有無に関する要件について</p> <p>募集要項第3条(7)において、「保育所の用に供する土地・建物について、貸与を受ける場合、当該土地・建物に抵当権が設定されていないこと」と記載されていますが、以下のような場合も応募不可となるのかご教示ください。</p> <p>①金融機関の抵当権が設定されているが、金融機関より「使用承諾書」や「抵当権行使制限の覚書」を取得できる場合</p> <p>②借地部分についてのみ抵当権を解除予定である場合</p> <p>③所有者法人の代表者個人の債務により抵当権が付いている場合(運営に支障がない場合)</p> <p>また、「抵当権が設定されていないこと」とは、法務局登記簿上で全く設定がない状態を指すのか、もしくは保育所としての運営に支障がない範囲であれば可とするのか、ご教示ください。</p> <p>(2)既存建物の要件について</p> <p>検査済証が存在しない場合、確認申請書および完了検査記録等の代替資料で対応可能かどうか。</p> <p>(3)地域条件について</p> <p>「阪急稻野駅から概ね1km以内」の基準は、直線距離または道路距離のいずれで算定されるか。</p> <p>(4)その他</p> <p>法人設立登記手続中(登記完了前)の場合でも、「法人格を有することができる見込み」として応募可能かどうか。</p>	<p>(1)土地・建物の貸与を受ける場合、抵当権が設定されていないことを条件としておりますが、募集時点で抵当権が登記されても、抵当権の解除が確実に見込まれる場合、解除予定の確約書があれば、応募可とします。そのため、ご質問の①は応募不可、②は応募可、③は貸与を受ける土地・建物に抵当権が設定されている場合、不可となります。</p> <p>なお、②で応募する場合、抵当権を設定している相手方との交渉状況(抵当権解除に係る確約書の提出等)を含めて評価させていただきます。</p> <p>(2)募集要項に記載の通り、検査済証の交付を受けていない場合は不可とします。</p> <p>(3)直線距離でお考え下さい。</p> <p>(4)募集要項に記載の通り、「法人格を有することができると見込まれる者であって、『保育所の設置認可等について』(平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局通知)の各法人別の審査基準を満たす又は満たす見込みであること」に該当する場合は対象となります。</p>
(2)	<p>同一法人で、2箇所の整備予定地それぞれを活用し、応募(事業提案)は可能でしょうか?</p> <p>【例】</p> <p>法人名Aで「a”整備予定地」を活用し、申し込み 法人名Aで「b”整備予定地」を活用し、申し込み</p>	<p>一つの申込に対し、「a”整備予定地」「b”整備予定地」のそれぞれに対応した事業計画書等の必要書類を作成いただいた上で、提出してください。また、事業者として選定された場合、どちらの整備予定地であっても実現可能な事業計画としてください。</p>
(3)	<p>【駐車場確保について】</p> <p>駐車台数の指定(最低何台等)はありますか。</p>	<p>指定はありませんが、審査においては、駐車場の設置状況も含めて事業計画を評価することとなります。</p>

No.	質問事項	回答
(4)	<p>【園庭について】 代替園庭として、近隣の公園を代替園庭とする場合、開設予定地からの距離に指定はありますか。</p>	<p>認可上では、屋外遊戯場を公園などの敷地外に設ける場合、必要な面積があり、屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、保育所からの距離が日常的に幼児が使用できる程度で、移動に当たって安全が確保されていることが条件となります。各事業者において、これらの条件を満たす屋外遊戯場の設定をお願いします。なお、審査においては、屋外遊戯場の状況も含めて事業計画を評価することとなります。また、認可申請する際に、兵庫県との協議等が必要となりますので、事業者として選定されたことをもって認可されるものではないことを申し添えます。</p>
(5)	<p>代替園庭とする際に、敷地内〇〇%、代替園庭〇〇%といった、制約や基準はありますでしょうか。</p>	<p>敷地内と代替園庭との割合は設けておりませんが、No.(4)の回答を参照のうえ認可基準を満たす事業計画を作成してください。</p>
(6)	<p>屋外遊戯場の一部を代替地(近隣公園)とした場合、減点となるでしょうか。</p>	<p>No.(4)の回答をご参照ください。</p>
(7)	<p>【延長保育について】 延長保育の時間は18時～19時という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>募集要件として実施していただく延長保育時間(18時～19時)はお見込みのとおりですが、それを上回る延長保育を実施する場合、審査において、事業内容として評価することとなります。</p>
(8)	<p>延長保育事業についての実施が必要とありますが、保育室との兼用は可能でしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
(9)	<p>60名定員の保育所で開園後、将来的には保育所型認定こども園化をしたいと考えております。 こども園化についての伊丹市のスタンスをご教授ください。 (移行可能の場合、移行への年数制限などあればご教授ください。)</p>	<p>伊丹市子ども・子育て支援事業計画における教育・保育ニーズ量、提供見込量及び人口推計等を踏まえ、個別に協議させていただいております。</p>
(10)	<p>可能であれば児童発達支援事業所を保育所に併設したいと考えております。 (同じ施設内に保育所と児発を備えた複合施設) 計画は可能でしょうか？</p>	<p>特に制限はありませんが、保育所運営への影響や事業の実現性等を含めて事業計画を評価することとなります。 なお、本募集では保育所の設置・運営事業者の選定を行うため、児童発達支援事業所の設置・運営については、事業者において別途必要な手続きや確認を行っていただくこととなります。</p>
(11)	<p>病児・病後児保育を実施する場合、保育所と別の専用出入口や、医務設備、専用医務室は必要になるでしょうか。「令和7年度伊丹市病児・病後児保育施設設置・運営事業者募集仕様書」の設備要件には記載がないようですが、伊丹市独自のルールがあればご教授ください。</p>	<p>「令和7年度伊丹市病児・病後児保育施設設置・運営事業者募集仕様書」に記載している以上の設備要件はありませんが、安全面や衛生面に配慮された提案としてください。</p>

No.	質問事項	回答
(12)	<p>【様式7】嘱託医の有無(内科・歯科)について 事業者決定後、事業開始前までに確保する予定ですが、現状の有無にチェックを入れるのでしょうか。また、応募時点で確保しておく必要があるのでしょうか。</p>	<p>提出時は現状に則した記載内容で構いませんが、認可までに確保いただく必要があります。</p>
(13)	<p>【様式9】近隣対策について 採択後の説明会の開催は必須でしょうか。また、応募時点で近隣への説明実施証拠を求められるのでしょうか？応募にあたり、実施しておくべき近隣対策があればご教示ください。</p>	<p>保育所開設にあたり、近隣住民のご理解とご協力は不可欠なため、早期の周知・説明会は重要であると考えております。そのため、採択後に近隣等からの要望があれば説明会開催等の対応をお願いします。なお、募集要項において「地域と信頼関係を築きながら積極的に協力できる事業者を募集します」と記載しているとおり、審査においては、応募時点の説明状況に加え、採択後の説明予定や建設時の対応等も含めた近隣対策を評価することとなります。</p>
(14)	<p>提出書類について 提出書類No26の見積書についてですが、設計事務所の任意の書式での提出でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
(15)	<p>提出書類について 提出書類No.27の工程表についてですが、週単位での記載とするとありますが、工事期間についてはおおよその着工日と竣工日を記載し、その間については「工事期間」として記載しても差し支えないでしょうか。また、書式については任意としてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
(16)	<p>① 補助金・交付金の対象範囲 「本事業における建設費・備品費等の補助金は、どの範囲が対象となりますか？」</p> <p>② 自己資金・借入金の条件 「金融機関からの借入金を主な資金源とする場合、自己資金の割合に基準や目安はありますか？」</p> <p>③ 認可・不認可での扱い 「本提案が採択され認可が下りた場合と、仮に認可に至らなかった場合とで、自治体の補助や支援の扱いに違いはありますか？」</p> <p>④ 認可外として開園する場合の支援 「本公募に応募し不採択となった場合、同地で認可外保育施設として開園することは可能でしょうか？ その場合、補助金や運営支援の対象外となりますか？」</p>	<p>①施設整備に係る補助金については、「就学前教育保育施設整備交付金交付要綱」に基づく保育所の創設又は「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」の保育所等改修費等支援事業に基づく賃貸物件による保育所改修費等の活用を予定しており、各要綱に基づき算定させていただきます。詳細については、事業者選定後にご案内させていただきます。</p> <p>②特に定めはありませんが、審査においては、設置・運営者の財務状況、資金計画を評価することとなります。</p> <p>③今回の募集は兵庫県の認可基準を満たすことを前提としており、施設整備等の補助は認可保育所に対する補助制度となっております。事業者として採択された後、兵庫県等から認可基準に係る指導があった場合、認可基準を満たすよう事業計画の変更等の対応をしていただく必要があります。</p> <p>④認可外保育施設の設置・運営に対する補助金は設けておりません。また、認可外保育施設の届出に関するご質問は、兵庫県にお問合せください。</p>

No.	質問事項	回答
(17)	創設における補助基準額の参考表について、土地賃借料加算付けるための制約や基準はありますでしょうか。	No.(16)①の回答をご参照ください。
(18)	施設整備に関する補助金制度及び、開園後の運営に関する伊丹市独自の補助金制度についてご教授ください。	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備に係る補助金については、No.(16)①の回答をご参照ください。 施設運営に係る補助金等については、国の公定価格に基づく委託費の他に、延長保育事業実施に係る補助金等があります。また、保育人材確保のための補助金として、保育士等宿舎借上支援事業補助金、保育士等奨学金等返済支援事業補助金もあります。(詳しくは以下URLをご参照ください) その他の各補助金等については、事業者選定後にご案内させていただきます。 <保育人材確保に向けた取り組み> https://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/KODOMO/HOIKU/hoikushi/1550539115023.html
(19)	プレゼンテーションにおける説明者として、設計事務所関係者の同席は可能でしょうか。	募集要項において、出席者は応募事業者の代表者又は事業責任者、施設長予定者等を含む3名までの出席と記載しており、この要件を満たしていれば、特に定めはありません。
(20)	現在検討中の候補地の隣接敷地の賃貸借が可能となった場合、角地となり建築面積の緩和が適用可能となります。この隣接地の賃貸借契約が、事業者として選定された後に可能となった場合、公募申請上の計画敷地内でのプランの変更はやむを得ない理由として認められますでしょうか。	事業者選定後に、事業内容を向上させる変更については、個別に協議した上で対応を検討させていただきます。